

合併協定書

平成16年1月26日

上	野	市
伊	賀	町
島	ヶ	村
阿	山	町
大	山	村
青	山	町

1. 合併の方式

上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2. 合併の期日

合併の期日は、平成 16 年 11 月 1 日とする。

3. 新市の名称

新市の名称は、伊賀市とする。

4. 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、当面の間、上野市丸之内 116 番地とする。
- (2) 将来は、総合的な視点から新たな設置について検討する。
- (3) 現在の 1 市 3 町 2 村の市役所及び役場は、支所とする。

5. 財産の取扱い

- (1) 6 市町村の所有する財産・公の施設及び債務は全て新市に引き継ぐものとする。
- (2) 柘植財産区有財産は柘植財産区有財産として、新市に引き継ぐものとする。
- (3) 島ヶ原村、大山田村の村有財産の一部については、合併時に島ヶ原財産区、大山田財産区を設け、財産区管理会を設置して管理運営にあたるものとする。

6. 議会議員の定数及び任期の取扱い

6 市町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という）第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず、地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、定数を 34 人と定め、公職選挙法第 33 条第 3 項の規定に基づき、新市発足後速やかに選挙を実施する。

7. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に 1 つの農業委員会を置き、6 市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、6 市町村の選挙による委員であった者から 80 人以内を選出し、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
- (2) 平成 17 年 7 月 20 日以降の定数は、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき選挙区を設け、同法律第 7 条の規定により 40 人とする。

8. 地方税の取扱い

- (1) 個人市町村民税の税率については、現行のとおり標準税率とする。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成17年度から5年間不均一課税とする。納期については、平成17年度課税分から統一し、減免については、新市発足時に制度を統一する。
- (2) 法人市町村民税については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、減免については、新市発足時に制度を統一する。
- (3) 固定資産税の税率については、現行のとおり標準税率とする。納期については、平成17年度課税分より統一し、減免については、新市発足時に制度を統一する。
- (4) 軽自動車税の税率については、現行のとおり標準税率とする。納期については、新市発足時に上野市・阿山町の例により統一し、減免については、新市発足時に制度を統一する。
- (5) 市町村たばこ税については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) 鉱産税については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (7) 特別土地保有税については、新市発足時に制度を統一する。
- (8) 入湯税については、新市発足時に制度を統一する。
- (9) 都市計画税については、新市発足時に調整する。
- (10) 前納報奨金制度については、新市発足時に廃止する。

9. 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 6市町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市発足時に調整し統一する。
- (4) 職階については、新市発足時に職名とともに級別職務分類表を調整し統一する。
- (5) 職員の給与については、処遇及び給料の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、新市発足後、給料格差の是正に努めるものとする。

10. 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。
 - ① 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、企業管理者を置く。ただし、当面の間、助役については2人とする。
 - ② 任期等については、法令等の定めるところによる。
 - ③ 報酬については、合併前に調整し、合併時から適用する。
- (2) 行政委員会の委員数及び任期は、法令等の定めるところによる。報酬については、合併前に調整し、合併時から適用する。
- (3) 審議会委員等については、現に1市3町2村で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。一部の市町村のみに設置されているものは、新市において速やかに調整する。人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

11. 条例、規則等の取扱い

協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。

- ① 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。
- ② 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- ③ 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

12. 事務組織及び機構の取扱い

新市の本庁、支所における事務組織及び機構の取扱いについては、「新市における組織機構の調整方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織・機構を構築する。

【新市における組織機構の調整方針】

- ① 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- ② 市民が利用し易くわかりやすい組織機構
- ③ 市民の声を適正に反映できる組織機構
- ④ 簡素で効率的な組織機構
- ⑤ 指揮命令系統が明確で責任の所在が明らかな組織機構
- ⑥ 新市建設計画（まちづくり計画）を円滑に遂行できる組織機構
- ⑦ 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- ⑧ 行政課題等に迅速かつ的確に対応できる組織機構

（新市においては、常にその組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。）

13. 一部事務組合等の取扱い

- (1) 6市町村内で構成している一部事務組合等については、合併の前日をもって解散し、合併の日に全ての事務及び財産を新市に引き継ぐ。一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- (2) 伊賀地区広域市町村圏事務組合、伊賀農業共済事務組合、三重県自治会館組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の当日に当該団体に加入する。
- (3) 伊賀南部環境衛生組合、伊賀南部消防組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の当日に旧青山町の区域を対象として当該団体に加入する。但し、広域的な業務の対応を図るため、合併後2年を目途に新市と名張市で協議を進め組織の再編を図る。
- (4) 三重県市町村職員退職手当組合については、合併の前日をもって脱退する。
- (5) 伊賀町村土地開発公社については、所有する財産の一部を上野市土地開発公社に譲渡し、合併の前日までに解散する。上野市土地開発公社については、新市において伊賀市土地開発公社として存続するものとする。

14. 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 施設使用料については、当分の間現行のとおりとする。ただし、各市町村で同一または類似する施設使用料については、新市発足後可能な限り統一に努めるものとする。
- (2) 手数料（諸証明関係）については、一体性の確保を図るとともに「負担公平の原則」により、新市発足時に統一する。

15. 公共的団体等の取扱い

公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整する。

- ① 6市町村に共通している団体は、新市発足時に統合する。
- ② 独自の目的を持つ団体は、現行のとおりとする。

16. 補助金、交付金等の取扱い

- (1) 団体運営補助金については、従来からの経緯、実績に配慮し、新市発足後速やかに調整する。

- ① 6市町村同一あるいは同種の補助金については、団体の意向、協力を求めつつ調整する。
- ② 各市町村独自の補助金については、従来の実績を考慮し、新市全体の均衡を保つように調整する。
- ③ 他の補助金に整理統合できるものについては廃止する。

- (2) 事業補助金については、原則として新市発足時に統一する。ただし、新市発足時に統合することが不適切な場合は、新市において速やかに調整するものとする。

- ① 6市町村同一あるいは同種の補助金については、新市発足時に制度を統一する。
- ② 各市町村独自の補助金については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。
- ③ 他の補助金に整理統合できるものについては廃止する。

17. 町名・字名の取扱い

町名・字名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

同一名称の「羽根」については、現在の上野市羽根は現行のとおりとし、青山町羽根は青山羽根とする。

18. 慣行の取扱い

- (1) 市町村章、憲章、市町村の花、木、鳥、歌、各種宣言は新市において調整する。
- (2) 名誉市町村民、功労者表彰については、新市発足後速やかに制度を統一する。
- (3) 市町村の行事については、新市の一体性の確保の原則に基づき、地域実情を尊重しながら調整する。

- ① 市町村の類似する行事については、新市において調整する。
- ② 市町村独自の行事については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ・住民や地域が主体となった企画運営ができるよう調整する。
 - ・祭り(各種イベント含む)の内容によっては統合を検討する。

19. 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 賦課方式については、現行のとおり保険税とする。税率並びに納付回数及び納期については、合併特例法第10条を適用し、平成16年度は不均一課税とし、平成17年度から統一する。軽減割合については、現行のとおりとする。税の減免基準及び任意給付については、新市発足時に上野市の例により調整する。
- (2) 人間ドック、脳ドック、高額療養費貸付事業、出産育児一時金貸付については、新市発足時に制度を統一する。
- (3) 直営診療施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。手数料については、新市発足時に統一する。

20. 各種事務事業の取扱い

20-1 電算システム事業

- ① 基幹システムについては、新市発足時に上野市のシステムに統合する。
- ② 戸籍システムについては、新市発足時に町村のシステムに統合する。
- ③ 介護保険システムについては、現在のシステムを活用する。
- ④ その他のシステムについては、原則として上野市のシステムに統合する。

20-2 広報関係事業

- ① 広報紙については、次のとおりとする。
 - ・名称は、新市発足時に決定する。
 - ・発行部数は、新市発足時に調整する。
 - ・発行回数は、月1回とする。
 - ・仕様は、新市発足時に統一する。
 - ・配布方法は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - ・総集版は、新市において発行する。
 - ・編集システムについては、新市発足時に上野市・伊賀町の例により統一する。
- ② 広報録音テープの配布サービスについては、現在のサービスを低下させないよう新市発足時に調整する。
- ③ CATV行政情報チャンネル、議会中継については、新市発足時に、上野市の例により調整する。
- ④ 音声による広報については、新市発足後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

20-3 消防防災関係事業

- ① 消防団については、新市発足時に統合する。分団の組織、活動範囲等運用については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。報酬及び手当については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- ② 消防団施設整備地元負担金等については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から制度を統一する。

20-4 地域振興事業

- ① 単位行政区の組織については現行のとおりとし、新市の一体性を確保するため、新市発足時に新たに連合組織を設置する。委員報酬等については、事務委託料等を勘案し平成 17 年度から統一する。
- ② 自治会・行政区補助金については、平成 17 年度から統一する。

20-5 交通関係事業

自主運行バス、行政サービス巡回車については、当分の間現行のとおりとするが、住民の利便性向上を図るため、新市において速やかに交通体系の見直しをする。

20-6 人権、同和事業

- ① 人権啓発事業については、新市においても行政が主体となって行うとともに、住民が主体となった人権啓発活動に対しても積極的に支援、推進する。
- ② 地方改善施設(設備)整備事業、福祉資金貸付事業、改良住宅等使用料、事業補助金、団体運営補助金については、従来からの経緯、実績等に配慮し、新市発足後調整する。
- ③ 改良住宅等入居資格については、新市発足時に制度を統一する。ただし、現に入居している者については、現行のとおりとする。

20-7 清掃事業

- ① ごみ収集及びし尿収集については、現行のまま新市に引き継ぐ。ごみ収集の回数及び種類については、新市発足後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- ② 上野市ほか 4 か町村環境衛生組合施設については、新市に引き継ぐ。伊賀南部環境衛生組合施設については、現行のとおりとする。各施設に対する搬入区域については、現行のとおりとする。
- ③ 汲み取り手数料、一般廃棄物処理手数料については、現行のとおりとする。清掃事業関係申請手数料については、一体性の確保を図るとともに、負担公平の原則により、新市発足時に行政格差を生じないように統一する。
- ④ ごみ集積場設置補助金については、新市発足時に制度を統一する。

20-8 環境対策事業

- ① 環境センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 雑草除去対策、ごみポイ捨て防止対策、環境保全協定、産業廃棄物処理施設対策、環境対策委員会等については、新市発足時に制度を統一する。
- ③ 汚染等の監視については、新市発足後も当分の間現行のとおりとするが、現在の監視体制を低下させないよう新市全域で実施できるよう調整する。
- ④ 家庭用生ごみ処理機等設置補助金については、新市発足時に、上野市の例により調整する。
- ⑤ 環境委員については、集積場分別収集管理を、一般廃棄物減量等推進委員会活動に包含するため、新市発足時に廃止する。

20-9 健康づくり事業

- ① 1人親家庭等医療費助成、心身障害者医療費助成、乳幼児医療費助成、老人医療費助成については、新市発足時に制度を統一する。
- ② 予防接種、基本健康診査、成人歯科健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査、各種がん検診、結核検診については、平成17年度から制度を統一する。
- ③ 一次救急医療体制運営事業委託については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、新市発足後速やかに調整する。
- ④ 小児科休日体制運営事業委託については、新市発足後速やかに調整する。

20-10 障害者福祉事業

- ① 訪問入浴サービス、重度障害者福祉手当、重度心身障害児福祉手当、精神障害者通所費助成については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度を統一する。
- ② 障害者ミニデイサービス、福祉機器リサイクル事業、心身障害者ボランティア養成事業については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に上野市の例により調整する。
- ③ 障害者外出支援事業については、従来からの実績と地域の実情に配慮し、新市発足後、速やかに調整する。
- ④ 自動車燃料・タクシー料金助成事業については、基本的に現状のサービスを低下させないように、平成17年度から制度を統一する。
- ⑤ 盲人ホーム管理運営、心身障害児通園デイサービス事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ⑥ 点字奉仕員等養成事業については、平成17年度から上野市の例により調整する。点字広報発行事業については、新市発足時に、上野市の例により調整する。

20-11 高齢者福祉事業

- ① 徘徊高齢者家族支援サービス、寝具類洗濯乾燥サービス事業、軽度生活支援事業、訪問理美容サービス事業、転倒予防教室、アクティビティ痴呆介護教室、生きがい活動支援通所事業、ミニデイサービス事業、生活管理指導短期宿泊事業については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度を統一する。
- ② 老人短期入所事業、介護用品支給(購入費助成)事業、配食サービス事業、緊急通報装置貸与事業については、基本的に現状のサービスを低下させないように、平成17年度から制度を統一する。
- ③ 住宅改修支援事業については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に調整する。
- ④ 外出支援サービス事業については、従来からの実績と地域の実情に配慮し、新市発足後、速やかに調整する。
- ⑤ 在宅介護支援センター運営事業については、新市発足時に調整する。
- ⑥ 敬老祝事業については、平成17年度から制度を統一する。
- ⑦ 寝たきり老人見舞金については、新市発足時に制度を統一する。
- ⑧ 外国人高齢者福祉給付金については、新市発足時に上野市の例により調整する。

20-12 児童福祉事業

- ① 保育所、遠距離通園者補助事業、民間保育施設等子育て支援事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 保育料、長時間保育・延長保育、一時保育、休日保育、出産祝金、放課後児童健全育成事業については、平成17年度から制度を統一する。
- ③ 保育用具購入助成については、従来からの経緯、実績等に配慮し、新市発足後調整する。
- ④ 出生記念品配布事業については、新市発足時に制度を統一する。
- ⑤ 特別児童手当については、新市発足後、速やかに調整する。

20-13 その他福祉事業

- ① 生活保護「嘱託医報酬」、法外保護費については、新市発足時に制度を統一する。
- ② 福祉協力員設置事業、生活福祉資金貸付事業については、新市発足時に調整する。

20-14 農林関係事業

- ① 農業経営近代化資金、農業経営基盤強化資金については、新市発足時に制度を統一する。ただし、平成16年10月31日までの資金借り入れについては、旧市町村の制度による。
- ② 生産調整、生産調整関係補助金、栽培奨励補助金、農地利用調整、農業施設設備近代化支援、地域づくり景観整備事業、家畜保健衛生、優良素牛導入事業、その他林業振興事業については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から制度を統一する。
- ③ 運営補助（大豆栽培奨励事業、特産品振興助成）については、新市発足後速やかに調整する。
- ④ 農業有害鳥獣対策事業、火入れ許可、林業有害鳥獣対策、水土保全森林緊急間伐実施事業等については、新市発足時に制度を統一する。
- ⑤ ラジコンヘリ直播支援事業については、新市発足時に上野市の例により調整する。
- ⑥ 営農相談員等の設置については、新市発足後調整する。
- ⑦ 農業関係施設、川上ダム関連事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ⑧ 農村整備事業負担割合(団体営事業、県営事業、県単事業、災害復旧事業、土地改良整備事業、農業関係市町村単独事業、林業関係市町村単独事業)については、新市発足時に制度を統一する。ただし、継続事業については現行のとおりとする。
- ⑨ 井堰・揚水・施設等維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、負担公平の原則に基づき新市全体の均衡を考慮し、新市において受益者との調整を図る。

20-15 商工関係事業

- ① 商業後継者育成事業、企業立地促進事業、商工業振興事業、勤労者対策事業、高齢者職業相談室設置については、新市発足時に上野市の例により調整する。
- ② 中小企業振興事業等利子補給については、新市発足時に上野市の例により調整する。ただし、合併前の資金借入に対する利子補給については、旧市町村の制度による。
- ③ 商店街振興事業、伝統工芸振興事業については、新市発足時に制度を統一する。
- ④ 信用保証制度については、新市発足時に制度を廃止する。ただし、償還業務は行う。

20-16 建設関係事業

- ① 都市計画区域設定、区域区分の設定については、当分の間現行のとおりとし、新市発足後一体的なまちづくりを進めるために速やかに調整する。
- ② 都市景観推進、都市景観形成、まちづくり環境計画協定区域、地域づくり景観整備事業については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- ③ 都市公園占用使用料については、新市発足時に上野市の例により調整する。
- ④ 急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ⑤ 道路占用料、建築基準法に基づく申請・検査等については、新市発足時に上野市の例により調整する。
- ⑥ 一般公営住宅使用料の算定方法、旅館等の建築指導、開発指導、開発負担金については、新市発足時に制度を統一する。
- ⑦ 一般公営住宅入居資格については、新市発足時に制度を統一する。ただし、現に一般公営住宅に入居している者については現行のままとする。
- ⑧ 道路認定基準については、新市発足時に制度を統一する。ただし、従来からの経緯を考慮し、現行の認定道路については新市に引き継ぐものとする。
- ⑨ 道路の受益者負担については、平成 17 年度から制度を統一する。ただし、継続事業については現行のとおりとする。

20-17 上水道事業

- ① 上水道・簡易水道給水区域、使用料、使用料の算定等については、新市発足後も当分の間現行のとおりとし、水道水の安定供給のために速やかに水道施設整備計画を策定し、事業統合及び料金体系とともに見直しを図る。
- ② 給水装置等の費用負担、加入者負担金、工事負担金、水資源施設負担金等については、新市発足後も当分の間現行のとおりとし、水道水の安定供給のために速やかに水道施設整備計画を策定し、事業統合及び負担金の見直しを図る。
- ③ 水道関係手数料については、新市発足時に制度を統一する。
- ④ 給水装置の所有権については、新市発足時に大山田村、青山町の例を参考に調整する。

20-18 下水道事業

- ① 公共下水道使用料については、新市発足後も当分の間現行のとおりとし、新市における下水道事業計画を速やかに策定し、料金体系の見直しを図る。
- ② 産業汚水処理施設使用料、農業集落排水処理施設使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ③ 公共下水道受益者負担については、新市発足後も当分の間現行のとおりとし、新市における下水道事業計画を速やかに策定し、負担金の見直しを図る。
- ④ 農業集落排水処理施設受益者負担金については、平成 17 年度から制度を統一する。ただし、継続事業については現行のとおりとする。
- ⑤ 合併処理浄化槽設置補助金については、平成 17 年度から制度を統一する。

20-19 学校教育事業

- ① 公立小学校、公立中学校、公立幼稚園、適応指導教室、教職員住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 小学校・中学校の通学区域、通学費助成事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- ③ 学校給食については、当分の間現行のとおりとし、内容については新市において調整する。
- ④ スクールバス運行事業については、当分の間現行のとおりとするが、通学区域の見直しと併せて調整する。
- ⑤ 基金活用奨学金については、当分の間現行のとおりとするが、寄付者の意向を確認の上、別制度への転換も含めた検討を行う。
- ⑥ 奨学金支給事業については、平成 17 年度から制度を統一する。
- ⑦ 同和奨学金、支度金支給事業、教育相談事業、外国人英語指導助手招聘事業、教育研究事業については、新市発足後、速やかに調整する。
- ⑧ 学校医等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、学校医等の報酬については、平成 17 年度から統一する。
- ⑨ 全国市長会学校災害賠償保険については、新市発足時に、上野市の例により調整する。

20-20 社会教育事業

- ① 青少年センター、市立図書館、学校体育施設開故事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 青少年海外派遣事業については、新市発足時に制度を統一する。
- ③ 公民館の設置、移動図書館については、新市発足時に調整する。
- ④ 公民館図書室については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、利用時間や運営方法については、新市発足時に調整する。
- ⑤ 市町村指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。市町村登録文化財については、新市発足時に調整する。

20-21 その他事業

- ① 各種計画については、現行の計画を尊重しながら、新市において速やかに調整し策定する。
- ② 行政改革大綱については、新市において速やかに策定する。
- ③ 各種相談業務については、現在の相談事業を低下させないように、新市発足後速やかに調整する。
- ④ 市町村長の資産の公開、情報公開、個人情報保護については、新市発足時に制度を統一する。
- ⑤ 俳句の日記念事業・俳句大会・奥の細道サミットについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ⑥ 子ども美術展・子ども絵画展については、新市発足後速やかに調整する。
- ⑦ 国際交流事業については、新市発足後速やかに調整する。
- ⑧ ケーブルテレビ維持管理費軽減制度については、新市発足時に上野市の例により調整する。
- ⑨ 指定金融機関等については、新市発足時に新たに指定金融機関等を指定する。
- ⑩ 特別会計・企業会計について、法律等に基づく会計、各市町村に共通する会計は、新市発足時に統合する。各市町村独自の会計は、新市発足時に調整する。

21. 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく伊賀地区市町村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成 16 年 1 月 26 日


上 野 市 長

今岡 隆之 

伊 賀 町 長

安井 正 

島ヶ原村 長

稲森 裕光 

阿 山 町 長

内保 博仁 

大 山 田 村 長

福岡 達雄 

青 山 町 長

猪上 泰 

立 会 人

合併協議会委員

高杉 勲

合併協議会委員

相子 弘二

合併協議会委員

山岡 耕道

合併協議会委員

勝天 節義

合併協議会委員

谷本 涉

合併協議会委員

岡田 葵彦

合併協議会委員

森永 人三

合併協議会委員

岩崎 恭典

合併協議会委員

今高一三

合併協議会委員

森口辰則

合併協議会委員

奥西 繁

合併協議会委員

奥野 忠彦

合併協議会委員

奥保美

合併協議会委員

松原 克文

合併協議会委員

権蛇 英明

合併協議会委員

北山 太加視

合併協定書の一部を変更する協定書

平成16年1月26日締結の合併協定書の協定6「議会議員の定数及び任期の取扱い」について変更協議が整ったので、次のように改める。

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後5ヶ月間（平成17年3月31日まで）、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 新市の議会の議員の定数については、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を34人と定める。
- (3) 公職選挙法第15条第6項に定める選挙区については、これを設置しない。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成16年3月9日

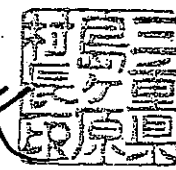
上野市長

今野 隆之 

伊賀町長

垂井 正 

島ヶ原村長

稲森 裕夫 

阿山町長

内保 博仁 

大山田村長

福岡 達雄 

青山町長

猪上 泰 